

負担限度額認定 申請にあたってのQ & A

<申請手続きの方法について>

Q	A
本人が直筆しないといけないか。	申請代行者の代筆が可能です。 「提出代行者の情報」欄または「連絡先」欄に、代行者のお名前等をご記入ください。
成年後見人が手続する場合は、どのようにしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「連絡先」の欄に、成年後見人様のお名前等をご記入ください。 ・「同意書」には、 『被保険者名、成年後見人：成年後見人名』 とご記入ください。 ・申請書類に「成年後見人登記事項証明書」のコピーを添付してください。

<申請書の記載内容について>

Q	A
被保険者番号、個人番号（マイナンバー）がわからない。	氏名、生年月日、住所の記入がされており、どなたの申請なのか確認できれば、受付します。
ずっと以前より入所しており、入所日がわからない。	入所日は空欄のままで構いません。
住民税の課税状況がわからない。	<p>お分かりになる範囲内でご記入ください。 なお、住民税が課税である場合に申請を頂いたときは、負担限度額の認定は受けられませんので、その旨を書面にて通知いたします。</p> <p>例年、住民税の課税状況に関するお問い合わせを多く頂いておりますが、個人情報保護等の観点から、お電話で個別にお調べして回答することはいたしかねます。 課税状況を確認されたい場合は、下記によりご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金通知書で確認 年金を受給している方は、日本年金機構が送付する「年金通知書」の個人住民税額欄でご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・金額の記載がある場合は、課税です。 ・金額の記載がない場合でも、年金以外の収入がある場合など課税の可能性があります。 ●「市民税・県民税税額決定納税通知書」で確認 令和6年6月12日頃に市民税課から発送予定です。 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の通知が届いた場合は課税です。 ●所沢市市民税課で確認 同居の御家族様は、身分証の提示により市民税課窓口で確認できます。詳細は、市民税課（04-2998-9064）にお問い合わせください。

年金収入の有無や収入額、その他の合計所得金額がわからない。	お分かりになる範囲内でご記入ください。 なお、収入状況を確認するための主な方法は、課税状況の確認方法と概ね同じです。
配偶者とは誰を指すのか。	配偶者とは、夫から見れば妻、妻から見れば夫のことです。

<申請書の添付書類について>

Q	A
通帳は施設に預けており、手元にない。	添付書類として必要です。 施設に相談していただき、ご用意ください。
2か月以内の新たな記帳ができない。(普段使用していない通帳である場合など)	残高のコピーに「以後取引なし」などと記載していただくようお願いいたします。 なお、取引がある口座については通帳記帳を行ってからコピーを取ってください。
通帳が見当たらず、通帳のコピーが取れない。	以下のものをご用意ください。 ○キャッシュカードがある場合→下記2点を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードのコピー ・ATMから発行される残高記載のある用紙 ○ネットバンキング利用の場合→下記2点を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・口座情報がわかる画面を印刷したもの ・残高表示画面を印刷したもの このほか、銀行への残高照会などの方法により、残高のわかるものをご用意ください。
他に通帳があるかわからない。	年金を受給されている方は、それぞれの年金（老齢年金や遺族年金等）の振込み通知に記載されている振込先口座を確認し、少なくとも年金が振り込まれている通帳の写しはご提出ください。
申請書を提出した後に、添付すべき他の通帳が見つかった。	後から見つかった通帳の写しもご提出ください。その際、お分かりになるようであれば、通帳の写しの余白部分に、対象者の被保険者番号を記載していただくようお願いいたします。